大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 日本学術振興会特別研究員受入規則

平成25年2月18日 規 則 第 8 号

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構外来研究員取扱 規程(平成16年規程第90号)第2条第5号に規定する日本学術振興会特別研究員の 受入れに関し、必要な事項を定める。

(受入許可)

第2条 日本学術振興会特別研究員として受入れることのできる者は、大学共同利用機関 法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)を研究従事機関とすることが あらかじめ承諾されている者で、独立行政法人日本学術振興会特別研究員として採用が 決定された者とする。

(登録)

- 第3条 受入れを許可された日本学術振興会特別研究員は、別に定める手続きによりユーザー登録をしなければならない。
- 2 前項により登録した事項に変更が生じた場合、日本学術振興会特別研究員はその都度 変更登録しなければならない。

(登録の抹消)

第4条 日本学術振興会特別研究員は、研究に従事しなくなるときは、別に定める「登録 抹消届」を所長等に提出しなければならない。ただし、受入れを許可された期間が終了 するときは、この限りではない。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、日本学術振興会特別研究員の取扱いに関し必要な 事項は、別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 特別研究員受入規則 (平成16 年4月19日規程第28号) は、廃止する。